

医療法人社団国立あおやぎ会 介護老人保健施設 国立あおやぎ苑立川
指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団国立あおやぎ会介護老人保健施設国立あおやぎ苑立川が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関わる事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者という。」）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人社団国立あおやぎ会
介護老人保健施設国立あおやぎ苑立川
- (2) 所在地 東京都立川市富士見町7丁目33番10号

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

理学療法士 1人以上
作業療法士 3人以上
言語聴覚士 1人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前10時00分から午後4時00分

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの種類は次の通りとする。

指定訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- 2 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 訪問リハビリテーションの実施範囲は次の通りとする。

立川市、国立市、昭島市、日野市

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める額とし、訪問リハビリテーションが法廷代理受領サービスである時は、その自己負担額とする。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費については、その額を徴収する。

事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき 100円

- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事業がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随意

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団国立あおやぎ会が定めるものとする。

(付則) この規定は、平成18年12月1日から施行する。

平成21年6月1日、平成22年3月1日、令和2年10月1日改定。

<別紙1>

訪問リハビリテーションサービスについて

1 目的と内容

1. 訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ります。
2. 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
3. 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行います。

2 訪問リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとします。

作業療法士 1人以上

理学療法士 3人以上

言語聴覚士 1人以上

作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行います。

3 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前10時00分から午後4時00分

4 訪問リハビリテーションの実施範囲は次の通りです。

立川市、国立市、昭島市、日野市

5 実施時間

1回あたり20分以上とします。

<別紙2>

介護老人保健施設国立あおやぎ苑立川のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称

- ・施設名 介護老人保健施設 国立あおやぎ苑立川
- ・開設年月日 平成16年12月18日
- ・所在地 東京都立川市富士見町7丁目33番10号
- ・電話番号 042-527-0510
- ・ファックス番号 042-527-2455
- ・管理者名 長瀬 敬
- ・介護保険指定番号 1357081318

(2) 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2 施設の職員体制（入所・短期入所・通所を含む）

	職員数	備考
・医師	2人	
・看護職員	15人以上	但し、法令の定める人員基準
・介護職員	36人以上	但し、法令の定める人員基準
・介護支援専門員	2人以上	但し、法令の定める人員基準
・支援専門員	2人以上	但し、法令の定める人員基準
・理学療法士	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・作業療法士	3人以上	但し、法令の定める人員基準
・言語聴覚士	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・管理栄養士	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・事務職員	7人	

3 利用定員等

(1) 入所定員 151名（うち認知症専門棟48名）

療養室 個室17室 2人室5室 3人室3室 4人室28室

(2) 通所定員 65名

4 利用料金

(1) 基本料金

介護保険の1割自己負担

(2) その他の自己負担額

サービス提供地域以外の交通費（片道）

事業所から通常の実施区域を越えて1kmにつき 100円

(3) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。

支払い方法は、現金、銀行に振込み、口座振替、クレジットカード（UCカード・Masterカード）の4方法がある。

尚、現金はなるべくお釣りのないようお願いします。